

# 学校いじめ防止基本方針

東九州龍谷高等学校

## 1、学校いじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの学校でも、どの生徒にも、起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みにあたっては、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであり、生徒の力だけでは解決が難しい問題でもある。学校長のリーダーシップのもと、学校全体で「いじめはしない、させない、見過ごさない」の意識をもって、迅速かつ的確に取り組むことが重要である。生徒たちを健やかな成長へと導くことは、私たち教職員の責務である。

## 2、「いじめ」とは

「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

このことより、いじめを次のようにとらえることができる。

- ① 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者との関わり。
- ② 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど。
- ③ 身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど被害を受けた生徒が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要。

## 3、いじめの集団構造と態様

いじめの態様については、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から毅然とした対応をとることが必要である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

冷やかしやからかい、軽くぶつかる等は、加害者は「いじめ」と捉えていない場合が多いので軽く考えずに指導していく。最近はパソコンや携帯電話等での誹謗中傷が増加しつつあるのでアンテナを高くし情報を収集する。

いじめは、「被害者（いじめを受けている生徒）」と「加害者（いじめている生徒）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている生徒達のなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめの子」への抑止力になる。

## 4、「いじめ」の問題に関する基本姿勢

### (1) 未然防止

#### ○生徒や学級の様子を知るために

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識すること。
  - ・ 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努めること。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底すること。
  - ・ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
  - ・ いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導が必要であること。
- ③ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあることを認識すること。
  - ・ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ④ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め情報を全教職員で共有する。
  - ・ 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

#### ○互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

- ① 生徒一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
  - ・ 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒にいじめを助長することがないようにすること。生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されること。
- ② 心の通い合う教職員の協力協働体制を構築する。
  - ・ 校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学校行事、地域ボランティア活動に取り組む。
  - ・ 学校生活のあらゆる場面において、主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒を成長させる。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化する。

#### ○命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

- ① 人権教育の充実
  - ・ いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切。生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② かけがえのない青春のいのちを大切にする教育の実践
  - ・ 「建学の精神」の原点に立ち返り、生かされて生きていることに気づき、すべてのいのちを大切にし、お互いを敬うところを育てる教育に邁進する。「報恩感謝」

## (2) 早期発見

### ○教職員のいじめに気づく力を高めるために

- ① 生徒の立場に立つ
  - ・ 生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢をもって生徒に関わる。
- ② 生徒を共感的に理解する
  - ・ 生徒の気持ちを受け入れ、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

## (3) 早期発見の手立て

- ① 日々の観察  
授業だけでなく、休み時間や昼休み、放課後等の機会に、生徒の様子に目を配る。また、日常の日記や日誌等を通して生徒の理解に努める。「生徒のいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ② 情報収集  
定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。学校の相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。
- ③ アンケート調査等  
毎月1回、または、実態に応じて随時、学習面・生活面・健康面等学校生活での困り調査を実施。実施方法については、記名、無記名、周りの状況に応じて配慮し実施する。
- ④ 教育相談の実施  
日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が気軽に相談できる環境づくりに努める。また、毎月（第③月曜日）を教育相談の日とし、学校カウンセラーに待機していただき、生徒の相談窓口を開設する。各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び各市町村福祉関係部署との連携を図る。

## (4) 保護者への働きかけ

いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。様々な情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいく協力体制を確立する。

## 5、ネット上のいじめへの対応

### ネット上の「いじめ」とは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

### (1) 未然防止・早期発見の取り組み

- ① 教職員の日頃の情報交換  
「ネットいじめ」の現状について、事例等を踏まえ共通認識・理解を図る。
- ② 平素の指導を基本に  
傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切にし、生徒のサインや情報をキャッチする。
- ③ 発達段階に応じた指導  
「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。
- ④ PTAと連携した啓発活動  
携帯電話やスマートホン、パソコン等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。
- ⑤ 教育相談の充実  
生徒の様子を観察し「いじめ」と認められる行為には、見逃す事なく迅速に対応する。

## (2) 「ネットいじめ」が発生した場合の対応

- ① 事態の收拾
  - ・ 情報収集と事実の確認
  - ・ 関係機関への連絡
  - ・ 書き込みのサイトへの削除依頼
- ② 被害生徒への対応
  - ・ 「仕返し」「プライドを守りたい」「保護者へ心配をかけたくない」等の被害者の心のケア
  - ・ 「自分は安全だ」という安心感を持たせる声かけ
  - ・ 教師自らが絶対的な信頼の対象であることを示す声かけ
- ③ 加害生徒への対応
  - ・ 絶対にやってはいけないという毅然とした態度
  - ・ 加害者の抱える悩みや問題等、行動の裏にある心理を理解した対応
- ④ 全校の児童生徒への対応
  - ・ 情報モラル教育の徹底
  - ・ 「いじめ」を許さな学級の雰囲気づくり
  - ・ 生徒自らの解決に向けた取り組みの推進
- ⑤ 保護者への対応
  - ・ 関係する保護者への説明と対応（家庭での取組への理解と要請）
  - ・ 学校の今後の指導方針と対応等の掲示と説明（必要に応じて関係家庭に連絡）

## 6、重大事態への対応

### 重大事態とは

- 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
  - ・ 年間30日間が目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手。

### (1) 生徒や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった時

- ① いじめの認知 生徒指導担当教員、管理職への報告
- ② いじめ対策委員会の設置  
(校長 副校長 教頭 教務・生徒指導・人権教育・学年各主任・関係教諭)
  - ・ いじめの調査方針の決定・事実関係の把握
  - ・ 調査（被害者←→加害者、学級等の回りの生徒、保護者等）
  - ・ 指導方針の決定、指導体制の確立
  - ・ 各機関への連絡・相談
- ③ 職員会議（全教職員への事態報告と指導体制・共通理解）
- ④ いじめ解決への指導・支援（継続指導・経過観察）
- ⑤ 事態の収束判断（収束・継続）

